

公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 理事 理事長、副理事長、専務理事、常任理事及びその他の理事をいう。
- (3) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の額)

第3条 理事の報酬等の額は、年総額1566万円の範囲内において、別表に基づき理事会の決議によって定める。

2 監事の報酬等の額は、年総額210万円の範囲内において、別表に基づき監事の協議によって定める。

3 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給)

第4条 理事及び監事の報酬等は、月額をもって支給するものとし、前月分を翌月5日に支払うものとする。ただし、5日が休日又は祝日の場合は、翌金融機関営業日に支払う。

(報酬の支給の特例)

第5条 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事が就任した月及び退任し、又は死亡した月の報酬等は、日割により計算した額を支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、各役員が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、振込みに係る手数料は、受取人の負担とする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、本協会の設立の登記の日から施行する。
(役員報酬規則（昭和60年11月5日施行）の廃止)
- 2 役員報酬規則（昭和60年11月5日施行）は廃止する。
- 3 この規則は、平成25年9月6日改正・施行する。

(別表)

職 名	勤務形態	報酬等の額
理事長	週2日	年額 500万円以内
副理事長	週1日	年額 225万円以内
専務理事	週5日	年額 600万円以内
常任理事	週1日	年額 200万円以内
その他の理事	非常勤	日額 3万円以内
監事	非常勤	日額 5万円以内